

博士後期課程学生の「研究経過報告書」 及び「事前審査論文」の提出について

このことについて、下記のとおり提出してください。

なお、「事前審査論文」の提出がなければ、学位論文を提出することはできませんので留意してください。

記

I. 提出対象者：

- ① 研究経過報告書：博士後期課程1年次学生（※令和4年10月入学者は、今回提出不要）

研究経過報告書（所定の様式）学事担当で配付

- ② 事前審査論文：博士後期課程2・3年次学生（※令和4年9月に事前審査論文を提出し合格している者及び令和3年10月入学者は、今回提出不要）

事前審査論文（様式は任意）を2部提出のこと。

※事前審査論文2部の表紙にそれぞれ指導教員の署名を得て提出すること。

（注1）事前審査論文の提出ができない者：指導教員による「理由書」の提出が必要になる

ため、提出できない旨学事担当に申し出ること。

（注2）過去に事前審査論文を提出し審査に合格した者であっても、その後1年以内に博士論文を提出していない者については、同様に下記期限までに「追加の事前審査論文」の提出を要するので留意すること。

II. 提出期限： 令和5年3月17日（金）（期限厳守！）

III. 提出先： 学 事 担 当

IV. 博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ ー抜粋ー

- 1 博士後期課程学生の指導教員は、その指導する学生に対して、1年次終了時まで、所属する大講座が認める研究会において中間報告（博士論文の構想発表や修士論文の公刊準備報告などを含む。）をさせたいえ、研究経過報告書（当該年度の研究・発表状況、学会・研究会報告などをまとめたもの。）を、研究科長に提出させるものとする。
- 2 指導教員は、学生に博士後期課程の2年次終了時まで、博士論文の事前審査論文（博士論文全体の序章と具体的な中身を構成する1章のドラフトなど）を、研究科長に提出させるものとする。
- 3 指導教員は、学生に留学、病気、その他やむを得ない事由があるために、博士後期課程2年次終了時まで事前審査論文を提出できないと预料するときは、提出期限の延長を認めることができる。その場合は、指導教員は、やむを得ない事由が消滅した後、すみやかに学生に事前審査論文を提出させるものとする。
- 4 指導教員は、博士後期課程の2年次修了時まで学生が事前審査論文を提出しない場合には、当該年度末にその旨と理由を記載した書面を研究科長に提出する。